

姉妹都市と農山漁村交流の 推進について

下村 宏 議員

質問 文部科学省は、農水省と連携をして、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長をささえる教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験を推進しております。

そこで、首都圏と姉妹都市を結ぶことにより、子供たちとその親が美浦村に来て、いろいろな体験をしていただけるような、環境づくりを進めることが、必要ではないでしょうか。このことは、現在進めている市民型農園の有効利用や地産外商の促進、ひいてはクラインガルデンの設置に向けて、大きな足がかりになると思います。執行部の見解をお尋ねします。

答弁（教育長） 現在、県内では六つの市や町で首都圏との交流をしており、内容は地域農産物の作付け、収穫等で地域特有のイベントに参加するといったものです。

村内では木原地区の農業者と東京の立教小学校の子供たちによる農業体験や、陸平の史跡、霞ヶ浦の魚等について勉強をしています。農水省が都市と農村交流を進めることに対しては、17億円の資金を用意して推進しています。その中の子供農山漁村交流プロジェクトというものがありませんので、次年度にはこの交付金の申請を行い、首都圏との交流先を探すことも一案と考えています。

答弁（村長） 首都圏との交流については、教育長の答弁にありましたが、是非手を挙げて応募すべきと考えます。

自治基本条例の 制定について

質問 現在の全国、近隣市町村での制定状況はどうなっているのか。また、協働でのまちづくりを具体的に

に進める為には、自治体の最高規範である、自治基本条例を制定して、住民の積極的参加を推進し、村民と一体となつて村づくりをしていくことが、望ましいと考えます。

これから検討を重ね、美浦村らしい自治基本条例を作り制定をすべきと考えますが、これからの対応について執行部の見解をお伺いします。

答弁（総務部長） 全国で自治基本条例の制定されているのは、1741市町村のうち219自治体で、県内では四つの市が制定されており。この条例が地域住民にとって、本場に役立つものになるのか、地方行政の妨げにならないのか等、慎重に検討すべき課題もあると考えられますので、検討を重ねて行きたいと思っております。

答弁（村長） 自治基本条例については、協働のまちづくりには必要であれば、議会の基本条例と同様に検討し、地域住民の生活に寄与できるように、議会と情報交換を進めて行きたいと考えます。